

Member Circular No. 11/2017

国際P&Iグループ加盟クラブを通じて手配される2018保険年度の再保険の締結

こちらは、英文記事「[Reinsurance arrangements for the 2018 policy year arranged through the International Group of P&I Clubs - special P&I war risks cover](#)」（2018年2月）の和訳です。

メンバー各位

Gard P. & I. (Bermuda) Ltd および Assuranceforeningen Gard - gjensidig - (これらを個別にまたは総称して「当組合」という) への P&I 加入に係る 2018 保険年度の再保険の締結

船主による加入

プールを通じて再保険が付保される担保の構造は以下のとおりです。

- クラブ保有額：1000 万米ドル
- プール保有額：(1000 万米ドルを超過する) 2 層建で 9000 万米ドル
 - ローワー・プール保有額：(1000 万米ドルを超過する) 4000 万米ドル
 - アッパー・プール保有額：(5000 万米ドルを超過する) 5000 万米ドル
- 一般超過損害額担保：(1 億米ドルを超過する) 20 億米ドル
- 共通オーバースピル保護：(基礎となる一般超過損害額担保を超える) 10 億米ドル

プールを通じて再保険が付保された船主の P&I 担保には、以下の特別な限度額が適用されます。

- 油濁：10 億米ドル
- 船客・船員共通：30 億米ドル
- 旅客（サブリミット）：20 億米ドル

船主による各加入につき 1 事故から生じる加入船 1 隻の船主および裸用船者の責任総額には、油濁限度額が適用されます。

あらゆる種類の加入船に係る船客・船員共通の危険に関する船主の標準的な P&I 担保については、1 事故から生じる加入船 1 隻当たりの限度額を 30 億米ドルとします。船客の危険に限り、20 億米ドルのサブリミットが適用されます。

オーバースピル保護に係る再保険は、一般超過損害額担保の限度額を超える 10 億米ドルを上限とするクレームに関して、国際 P&I グループが提供しています。このオーバースピル保護に係る再保険は、自らの組合員にオーバースピル保険料を課徴する必要性を軽減するため、国際 P&I グループに加盟するすべてのクラブが利用することができます。オーバースピル保険料を支払うべき各組合員の相互の責任に関する限度額は、保険契約規定（船舶）の附則 VI 第 5 条第 4 項に定めるとおり各加入船舶の条約上の責任限度額の 2.5% と変更はないものの、船客と船主のクレームに対するてん補限度額および 10 億米ドルのオーバースピルに係る特別な再保険保護の組み合わせにより、すべての組合員においてオーバースピルクレームにさらされる機会が減ることになります。

船主の加入に基づく用船者の共同被保険者

2018 保険年度について、船主の加入に基づいて共同被保険者として指定されている用船者のてん補限度額の総額は、加入船 1 隻の 1 加入につき、1 事故当たり、油濁クレームと非油濁クレームの双方の共通限度額 3 億 5000 万米ドルです。

P&I 戦争危険特別担保

保険契約規定（船舶）の附則 1 第 2 項に定める P&I 戦争危険特別担保の条件は、2017 保険年度に適用される条件と同様です。

保険の限度額は、各加入船につき 1 事故当たり 5 億米ドルのままです。この担保には、引き続き、2002 年米国テロリズムリスク保険法（US Terrorism Risk Insurance Act 2002）改正法に定めるテロ行為から生じる責任が含まれます。同法に従い、加入総トン数 1 トン当たり 0.25 米セントの保険料が米国のリスクに起因するものとみなされます。担保には、化学兵器、生物兵器、生物化学兵器、電磁兵器に関する例外も引き続き盛り込まれています。2018 保険年度の P&I 戦争危険特別担保の条件をまとめると以下のとおりです。

当組合の保険契約規定（船舶）ならびに解除通知、担保の自動終了および戦争・核の除外に係る規定-船体によります。

付与される担保は、2018 保険年度に関する当組合の標準的な加入契約規定—保険契約規定（船舶）—（ただし、同規定（船舶）第 58 条の戦争危険の除外は適用されません）および添付の解除通知、担保の自動終了および戦争・核の除外に係る規定-船体（付表 1）によります。これはつまり、当組合が 7 日の予告期間をもって通知することにより担保を解除することができるということです。担保が自動的に終了する場合もあります。

担保の範囲

P&I 戦争危険特別担保は、保険契約規定（船舶）第 58 条に定める戦争危険によって生じた同規定（船舶）第 II 部第 1 章に定める P&I 危険を担保するものですが、加入船の加入証明書に添付されるか、または当該加入証明書に含まれる個々の組合と個々の組合員との間で合意した特別加入条件が常に適用されます。

TOPIA（タンカー油濁補償協定）2006

P&I 戦争危険特別担保では、組合員に生じるか、または TOPIA 2006 に基づいて責任を負うことのあるテロ行為から生じた損失、損害または費用は除外されます。

生物化学危険およびコンピューターウィルス

P&I 戦争危険特別担保に含まれるすべての危険には、以下の定めが適用されるものとします（以下、「生物化学危険」といいます）。

「本規定は、最優先のものであって、本保険契約に定める事項のうち、本規定と矛盾する事項に優先するものとする

1. 本保険契約は、以下の事項が直接的もしくは間接的な原因であるか、またはこれが一因であるか、またはこれにより生じる損失、損害、責任または費用については、いかなる場合も担保しません。

- 1.1 化学兵器、生物兵器、生物化学兵器または電磁兵器
- 1.2 危害を加える手段としてのコンピューターウィルスの使用または操作
- 1.3 第1条第2項は、武器またはミサイルの発進および／または誘導システムおよび／または発射メカニズムにおけるコンピューター、コンピューターシステムまたはコンピューターソフトウェアプログラムまたはその他の電子システムの使用から生じる損失（本来であれば本保険の条件の下でてん補されるもの）を除外するものではない。」

ただし、2018年についても、国際P&Iグループは、以下の事項に関する組合員の責任を担保する特別プール制度を通じて生物化学危険を担保することとしました。

- i. 船員の人身傷害または疾病もしくは死亡の結果として生じた損害賠償金、補償金または費用
- ii. 生物化学危険から生じるその他のP&I責任を回避または最小化するためにのみ生じた法的費用

生物化学危険に対する特別保険のてん補限度額は、1加入船につき総額3000万米ドルです。生物化学担保の詳細な条件は、添付の特別生物化学規定（付表II）のとおりです。

船主の特別限度額

2018保険年度について、船主のP&I戦争危険特別担保は、各加入船につき1事故当たり、加入した加入船の適正価額または組合員が手配した他のP&I戦争危険担保に基づいててん補される金額のうちいずれか高い方の金額を超過する5億米ドルを限度とします。最低超過額は、保険契約規定（船舶）第71条第1項(a)に基づいて決定される加入船の適正価額または1億米ドルのうちいずれか低い方の金額となります。

担保には、各加入船につき1事故当たり5万米ドルの最低免責金額が適用されます。

組合員または加入船の運航に利害関係を有する他の1もしくは複数の当事者が2以上の船主および／または用船者による当組合（1または複数）またはプール協定および一般超過損害額再保険契約に参加している他の組合（1または複数）への加入に基づいて付保されている場合、船主および／または用船者について本P&I戦争危険特別担保に基づいて担保されている損失、責任、費用または経費について当組合（1または複数）および当該他の組合（1または複数）に対して行われたクレームの総額は、各加入船につき1事故当たり5億米ドルを限度とします。当該クレームがこの限度額を超えた場合、各加入証明書に関する当組合の責任は、当該限度額のうち、当組合および他の組合（1または複数）からてん補を受けることができるクレームがあるとすればその総額に対する当該加入証明書に基づいて当組合からてん補を受けることができるクレームの割合を限度とします。

P&I戦争危険特別担保は、船主による加入に関する限り超過担保に過ぎないことを強調しておかねばなりません。組合員の船舶保険会社との契約か、他の保険会社との契約かを問わず、組合員が加入船の適正価額の最低限度額にて付保すべき組合員の主たるP&I戦争危険担保に代わるためのものではありません。組合員が、自己主担保についてより高い限度額を選択するか、または追加担保を購入することにより、加入船の適正価額を超えるP&I戦争危険担保を付保した場合、P&I戦争危険特別担保は、他のP&I戦争危険担保のすべてに基づいててん補される金額を超える部分のみがなお適用されます。

改正2006年の海上の労働に関する条約

改正2006年の海上の労働に関する条約（MLC）が2017年1月に発効しました。

MLCが適用される船舶には、保険会社その他の金銭的保証提供者が発行したMLC証書の掲示を義務づけら

れています。この MLC 証書は、乗組員の送還費用のほか、契約により受け取る権利のある遺棄後の賃金遅配と給付金の最大 4 カ月分に相当する保険またはその他の金銭的保証があることを裏付けるものです。船員の人身傷害、障害、死亡により生じた契約による請求権に係る債務については、さらに別の証書が必要になります。

MLC 証書に基づく債務の一部は、乗組員の標準 P&I 保険の適用範囲に入ります。例えば、保険契約規定は、通常、死亡や長期障害に対する補償をてん補すると定めています。同様に、難破後の送還費用と賃金も標準保険の一部です。しかし、その他の債務は P&I 保険の適用範囲に入りません。具体的には、改正 MLC 基準 2.5.2 に定められた遺棄に関する条項から生じる送還費用と賃金がこれに当たります。

国際グループに加入するすべての P&I クラブは、Member Circular [18/2016](#) でご案内のとおり、MLC 延長条項を設けることによって、MLC 条約で求められる証書を発行できるようになりました。船員から提示されたクレームが MLC 証書に定められた規則と基準 (Regulations and Standards) に当する場合、P&I クラブがそのクレームに対する支払いを行うことがこの条項に定められています。一方、かかる支払いが標準 P&I 保険の適用範囲外である場合には、メンバーが P&I クラブに払い戻す義務があることも定められています。条項についてはクラブールの Appendix IV section 4 ([Maritime Labour Convention Extension Clause 2016](#)) および Member Circular [13/2016](#) の附属書 3¹をご覧ください。

標準 P&I 保険の適用範囲外であるクレームは、国際 P&I グループによるプーリングと再保険契約の適用範囲にも入りません。ただし、国際 P&I グループは、MLC 延長条項に基づいて発生した債務と、1000 万米ドル（クラブが保有するクレーム限度額）を超えて 2 億 1000 万米ドルまでの補償の範囲に入らない債務につき、追加の再保険を手配しています。この補償の保険料は、市場の再保険プログラムに基づき、船種により、船主に請求される総トン数比率当たりの金額（米ドル）の範囲内で配分されます。

ご質問がございましたら、ガードジャパンの引受部門までお問い合わせください。

なお、英語原文と上記和文との間で内容に齟齬のある場合は英語原文が優先します。

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO（最高経営責任者）

¹ 13/2016 には英文の Appendix 3 しか掲載しておりませんが、同じものの和文が [18/2016](#) に保険契約規定附則 IV 第 4 条として記載されています。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。

付表 1

解除通知、担保の自動終了および戦争・核の除外に係る規定-船体

本規定は、最優先のものであって、本保険契約に定める事項のうち、本規定と矛盾する事項に優先するものとする。

1. 解約

戦争危険等に関する本保険上の担保は、引受人または被保険者が7日の予告期間をもって通知することにより解除することができる（当該解除は、引受人により、または引受人に対して解除通知が出された日の深夜12時から7日が経過した時点で効力を生じます）。ただし、引受人は、新たな保険料および／または条件および保証について当該解除通知の満了前に引受人と被保険者とが合意することを条件として、担保を回復することに合意する。

2. 担保の自動的終了

かかる解除通知がなされたか否かを問わず、戦争危険等に関する本保険上の担保は、以下の場合に自動的に終了するものとする。

- 2.1 以下のいずれかの国の間に戦争（宣戦布告の有無を問わない）が勃発したとき：英国、米国、フランス、ロシア連邦、中華人民共和国
- 2.2 本契約に基づいて付与されている担保が関連するいずれかの加入船について、当該加入船が権原徴収または使用徴収の対象となったとき

3. 五大国の戦争および核の除外

本保険では、以下のものは除外されている。

3.1 以下の事項から生じる損失、損害、責任または費用

- 3.1.1 以下のいずれかの国の間に戦争（宣戦布告の有無を問わない）が勃発したとき：英国、米国、フランス、ロシア連邦、中華人民共和国

3.1.2 権原徴収または使用徴収

- 3.2 以下の事項が直接的もしくは間接的な原因であるか、またはこれが一因であるか、またはこれにより生じる損失、損害、責任または費用

- 3.2.1 核燃料もしくは核廃棄物もしくは核燃料の燃焼から生じたイオン化放射能またはこれらから生じた放射能による汚染
- 3.2.2 核施設、原子炉またはその他核組立工場もしくはその各コンポーネントの放射性、有毒性、爆発性またはその他有害もしくは汚染特性
- 3.2.3 原子もしくは核の分裂および／または融合またはその他同様の反応または放射能もしくは放射性物質を用いた戦争兵器

4. 法律および慣行

本規定は、イギリスの法律および慣行に準拠する。

付表 2

1. 生物化学およびコンピューターウィルス規定

1.1. 本契約に定める条件および除外事項に従うことを条件として、担保は、組合員の以下の事項に及ぶ。

- (a) 船員の人身傷害または疾病または死亡の結果として生じた損害賠償金、補償金または費用（離路費用、本国送還および交代に要する費用、ならびに海難失業補償を含む）を支払う責任
- (b) 当組合に生じる責任または危険を回避または最小化するためにのみ生じた法的費用に関する責任（オムニバスルールに基づくものを除く）

1.2. 当該責任が以下のいずれかに基づいててん補されるとき。

- (a) 保険契約規定（船舶）第 58 条の戦争危険の除外がなければ同規定（船舶）に基づいててん補される責任、費用、損失および経費について当組合が提供する担保
- (b) 同等の担保を提供するその他の保険契約。

1.3 以下の事項が直接的もしくは間接的な原因であるか、またはこれが一因であるか、またはこれにより生じる責任、費用、損失および費用の除外の適用については除く。

- (a) 化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器
- (b) 危害を加える手段としてのコンピューター、コンピューターシステム、コンピューターソフトウェアプログラム、悪意あるコード、コンピューターウィルスもしくはプロセスまたはその他の電子システムの使用または操作

1.4. 以下の事項により生じる責任、費用、損失および経費を除く。

- (a) 爆発物または爆轟の手段もしくはその付加物。
- (b) 危害を与える手段としての加入船またはその貨物の使用。ただし、当該貨物が化学兵器または生物化学兵器である場合を除く。
- (c) 兵器またはミサイルの発射および／もしくは誘導システムならびに／または点火システムにおけるコンピューター、コンピューターシステムもしくはコンピューターソフトウェアプログラムまたは他の電子システムの使用

2. 除外分野

2.1 当組合がその裁量により別段の決定をしない限り、下記の港湾、場所、区域もしくは地域内または下記の期間内の事由、事故または出来事が直接的もしくは間接的な原因であるか、またはこれが一因であるか、またはこれにより生じる責任、費用、損失および経費：

(なし)

2.2 保険年度の開始前もしくは開始時または保険年度中のいずれかの時点において、当組合は、組合員に通知することにより、組合員への通知が行われた日の深夜 12 時から 24 時間以降の当組合が定める日時から、第 2.1 条に定める港湾、場所、国、区域および期間の変更、拡大、追加を行うことができる。

3. 解約

本契約に基づく担保については、当組合は、組合員に通知することにより、組合員への解除通知が行われた日の深夜 12 時から 24 時間以降の当組合が定める日時から、解除することができる。

4. 責任限度額

4.1 第 4.2 条に従うことを条件として、すべてのクレームについての本担保の適用に基づく当組合の責任限度額は、各加入船につき 1 つの事由から生じる事故もしくは出来事または一連の事故もしくは出来事当たり総額 3000 万米ドルとする。

4.2 本契約に基づいて提供される生物化学担保についていずれかの者が同一の加入船について当組合および／またはプール協定もしくは一般超過損害額再保険契約に参加している他の保険会社に 2 件以上加入している場合、当該加入に基づいて生じるすべての責任、費用、損失および経費についての特補額の総額は、第 4.1 条に定める金額を限度とし、当該各加入に基づく当組合の責任は、当該金額のうち、当組合および当該他の保険会社から特補を受けることができるすべてのクレームの総額に対する当該加入に基づいて生じるクレームの割合を限度とするものとする。

5. 免責金額

免責金額は、加入証明書に定める該当する担保に適用される免責金額とする。

6. 法律および慣行

本規定は、イギリスの法律および慣行に準拠する。